資料１（説明資料）

第二中学校校舎の建て替えに関する意見交換会

令和５年４月
弘前市教育委員会学校整備課

目次（本日の説明内容）

1　基本構想とは
2　これまでの策定の経過
3　基本構想【案】について
　1．基本方針
　2．基本計画
4　今後のスケジュールについて

１．基本構想とは

基本構想…どのような新校舎（複合施設）とするかを定める**基本方針**で、
設計業者が市に提案する**「設計プラン」のベース**となるもの

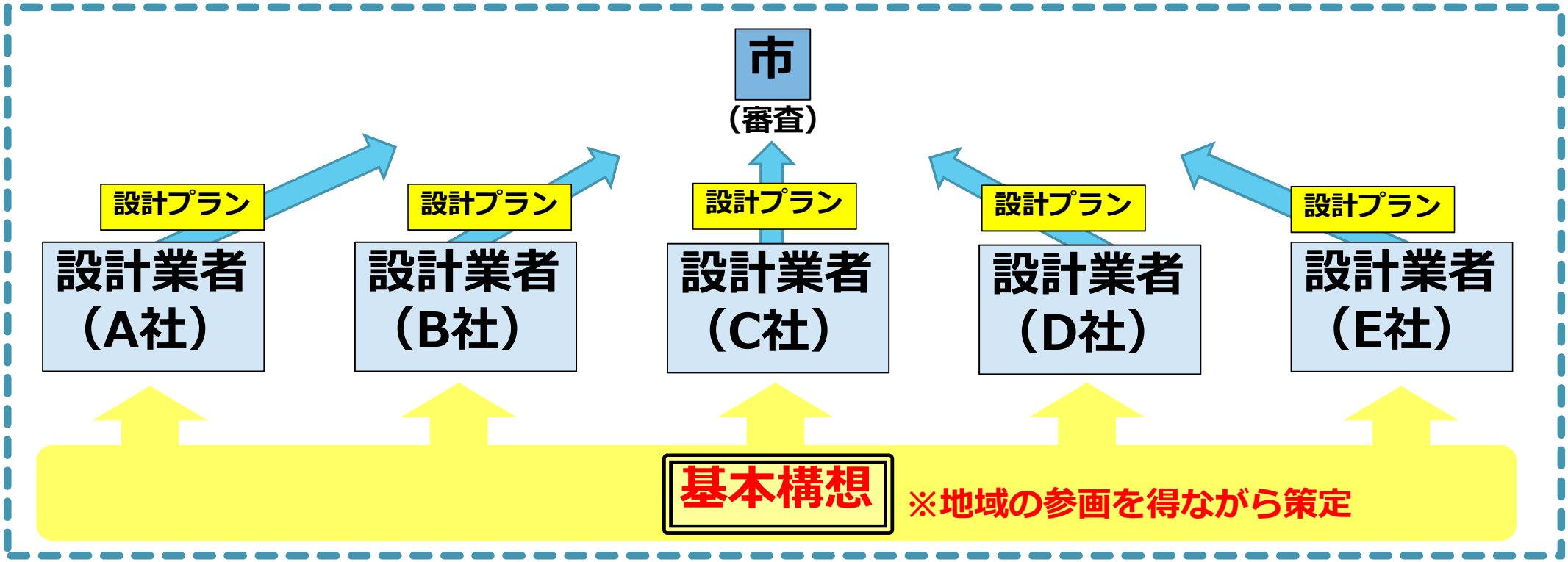

⇒基本構想を反映した「設計プラン」の内容を審査し、設計業者を決定

２．これまでの策定の経過

スケジュール	内容
令和４年 １２月～	**●アンケート調査** **『第二中学校校舎の建て替えに関するアンケート』** **『第二中学校の建て替えに併せて整備予定の公共施設に関するアンケート』等** ⇒**「基本構想」策定の検討材料とするため**、生徒や保護者、教職員、町会、公共施設利用者を対象に実施
令和５年 ２月１日、２日	**●第二中学校校舎の建て替えに関する住民説明会** ⇒事業概要や今後のスケジュールについて説明
２月27日	**●第二中学校校舎の建て替えに関する意見交換会** ⇒アンケート集計結果、**「基本構想（案）」**について説明
４月20日(本日)	**●第二中学校校舎の建て替えに関する意見交換会** ⇒**「基本構想（案）」**について説明

※このほか、**学校関係者への聞き取り**や**町会連合会定例会等**での意見交換を実施

３．基本構想【案】について　～全体構成～

基本構想	
１．基本方針	２．基本計画
（１）学校施設整備の方針 （２）公共施設整備の方針 （３）配置計画 ①校舎・公共施設 ②屋外運動施設 ③駐車場 ④駐輪場 ⑤正門、裏門 ⑥その他 （４）整備期間中の学習・生活環境の確保	（１）学校施設（校舎） ①学習関係諸室 ②管理関係室 ③共用部 （２）公共施設 （３）屋外環境・設備

３．基本構想【案】について

基本構想	
１．基本方針	２．基本計画
（１）学校施設整備の方針 （２）公共施設整備の方針 （３）配置計画 ①校舎・公共施設 ②屋外運動施設 ③駐車場 ④駐輪場 ⑤正門、裏門 ⑥その他 （４）整備期間中の学習・生活環境の確保	（１）学校施設（校舎） ①学習関係諸室 ②管理関係室 ③共用部 （２）公共施設 （３）屋外環境・設備

３．基本構想【案】について

１．基本方針（１）学校施設整備の方針

テーマ１	心身ともに健康でいられる学校 ～健康的かつ安全で豊かな施設環境の整備～
整備方針	①学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策により生徒の健康と安全・安心を確保した施設 ②生徒の健康や校内の快適性を確保するほか、保健衛生にも配慮した施設 ③生徒が落ち着ける居場所となるよう内装に木材を使用するなど温かみのある生活空間 ④災害時において、生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開が可能となる施設 ⑤不登校生徒や保護者の支援・相談スペース等のカウンセリング機能の充実

３．基本構想【案】について

１．基本方針（１）学校施設整備の方針

テーマ２	生徒一人一人の個性を育む学校 ～高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備～
整備方針	①生徒のもつ豊かな創造性を発揮できる空間 ②多様な学習活動等に対応できる施設 ③場に応じた材料、色彩計画、適切な室内環境や吸音・遮音性等を備えた施設環境 ④ICTを日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境 ⑤障がいのある生徒とない生徒とが交流及び共同学習を行うことができる施設

３．基本構想【案】について

１．基本方針（１）学校施設整備の方針

テーマ３	みんなに優しい学校 ～誰もが安心して使いやすく、持続可能な施設環境の整備～
整備方針	①多機能トイレ等のバリアフリー化 ②ユニバーサルデザインの採用 ③地震時の避難所として必要となる機能を備えた施設 ④施設のライフサイクルを通じた環境負荷の軽減や自然との共生等を考慮した施設 ⑤公共施設を複合化し、生徒と地域住民の双方が使いやすい施設

３．基本構想【案】について

基本構想	
１．基本方針	２．基本計画
（１）学校施設整備の方針 **（２）公共施設整備の方針** （３）配置計画 ①校舎・公共施設 ②屋外運動施設 ③駐車場 ④駐輪場 ⑤正門、裏門 ⑥その他 （４）整備期間中の学習・生活環境の確保	（１）学校施設（校舎） ①学習関係諸室 ②管理関係室 ③共用部 （２）公共施設 （３）屋外環境・設備

３．基本構想【案】について

１．基本方針（２）公共施設整備の方針

整備方針	①勤労青少年ホームで行われる地域活動に対応した機能の一部と、城西老人福祉センターの機能の一部を集約し、新たな地域活動の拠点となる公共施設を第二中学校と複合化し、整備する ②公共施設専用スペースの整備のほか、生徒の安全面や防犯面など学校生活に支障のないよう配慮しながら、学校と公共施設間の相互利用、共同利用等による多機能化を図る ③構造や意匠、設置する設備などは学校と統一感をもたせた整備とする

３．基本構想【案】について

基本構想	
１．基本方針	２．基本計画
（１）学校施設整備の方針 （２）公共施設整備の方針 **（３）配置計画** **①校舎・公共施設** **②屋外運動施設** **③駐車場** **④駐輪場** **⑤正門、裏門** **⑥その他** （４）整備期間中の学習・生活環境の確保	（１）学校施設（校舎） ①学習関係諸室 ②管理関係室 ③共用部 （２）公共施設 （３）屋外環境・設備

①校舎・公共施設

- **敷地の有効利用**に配慮する
- 防犯及び事故防止の観点から、**死角が生じない配置**とする
- 日常の通行や災害時の避難において、**生徒等が安全に移動**できるように計画する
- 建物の周囲に冬期間の**堆雪等に必要な一定の空間を確保**する
- **水害発生時の最大想定浸水深（0.5m～3.0m）を考慮**した施設の使い方、部屋等の配置とする
- 校舎は、**屋内運動施設への円滑な移動**が図られる配置を計画する
- 校舎は、建物内から**岩木山が望める配置**を計画する
- 校舎と公共施設の相互利用、共同利用等による多機能化、円滑な管理運営を図るため、**同一棟（渡り廊下等での連結を含む。）**で整備する

②屋外運動施設（※新校舎が現在地と異なる場所に建設される場合）

・校舎からの動線等を考慮し、生徒の円滑な利用が図られる位置に配置する

③駐車場

・学校関係者と公共施設利用者とでエリア分けして計画する
・公共施設利用者用のエリアは、公共施設に隣接する位置に計画する
・スクールバスや生徒送迎用自家用車、公共施設利用の車両などが安全に駐停車、転回できるとともに、生徒が安全に乗降できる計画とする
・車両の経路と生徒の動線を分離させるなど、生徒の安全確保に配慮した計画とする

④駐輪場

・生徒数に応じた面積を確保することとし、正門、裏門及び昇降口との連絡のよい位置に配置する
・校舎内や周囲からの見通しに配慮して配置する

⑤正門、裏門

・生徒の安全性や来訪者の利便性等が向上するよう配置する

⑥その他

・校地内にある「哲学の森」や正門の桜の木などの第二中学校のシンボルや、記念碑などの歴史を伝えるものは、必要に応じて移設等し、可能な限り、後世に継承していく

３．基本構想【案】について

基本構想	
１．基本方針	２．基本計画
（１）学校施設整備の方針 （２）公共施設整備の方針 （３）配置計画 ①校舎・公共施設 ②屋外運動施設 ③駐車場 ④駐輪場 ⑤正門、裏門 ⑥その他 **（４）整備期間中の学習・生活環境の確保**	（１）学校施設（校舎） ①学習関係諸室 ②管理関係室 ③共用部 （２）公共施設 （３）屋外環境・設備

３．基本構想【案】について

１．基本方針
（４）整備期間中の学習・生活環境の確保

・適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、生徒の健康や安全及び学習や生活に支障の生じることのないよう十分配慮する。
特に、情緒障がい、自閉症またはADHD等の障がいのある生徒に対して、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮する。

・整備工事により使用できなくなる施設がある場合は、生徒や教職員、学校開放利用団体等の活動に支障の生じることのないよう代替施設を確保する。

３．基本構想【案】について

基本構想	
１．基本方針	２．基本計画
（１）学校施設整備の方針 （２）公共施設整備の方針 （３）配置計画 ①校舎・公共施設 ②屋外運動施設 ③駐車場 ④駐輪場 ⑤正門、裏門 ⑥その他 （４）整備期間中の学習・生活環境の確保	**（１）学校施設（校舎）** **①学習関係諸室** **②管理関係室** **③共用部** （２）公共施設 （３）屋外環境・設備

（参考）生徒数の将来予測

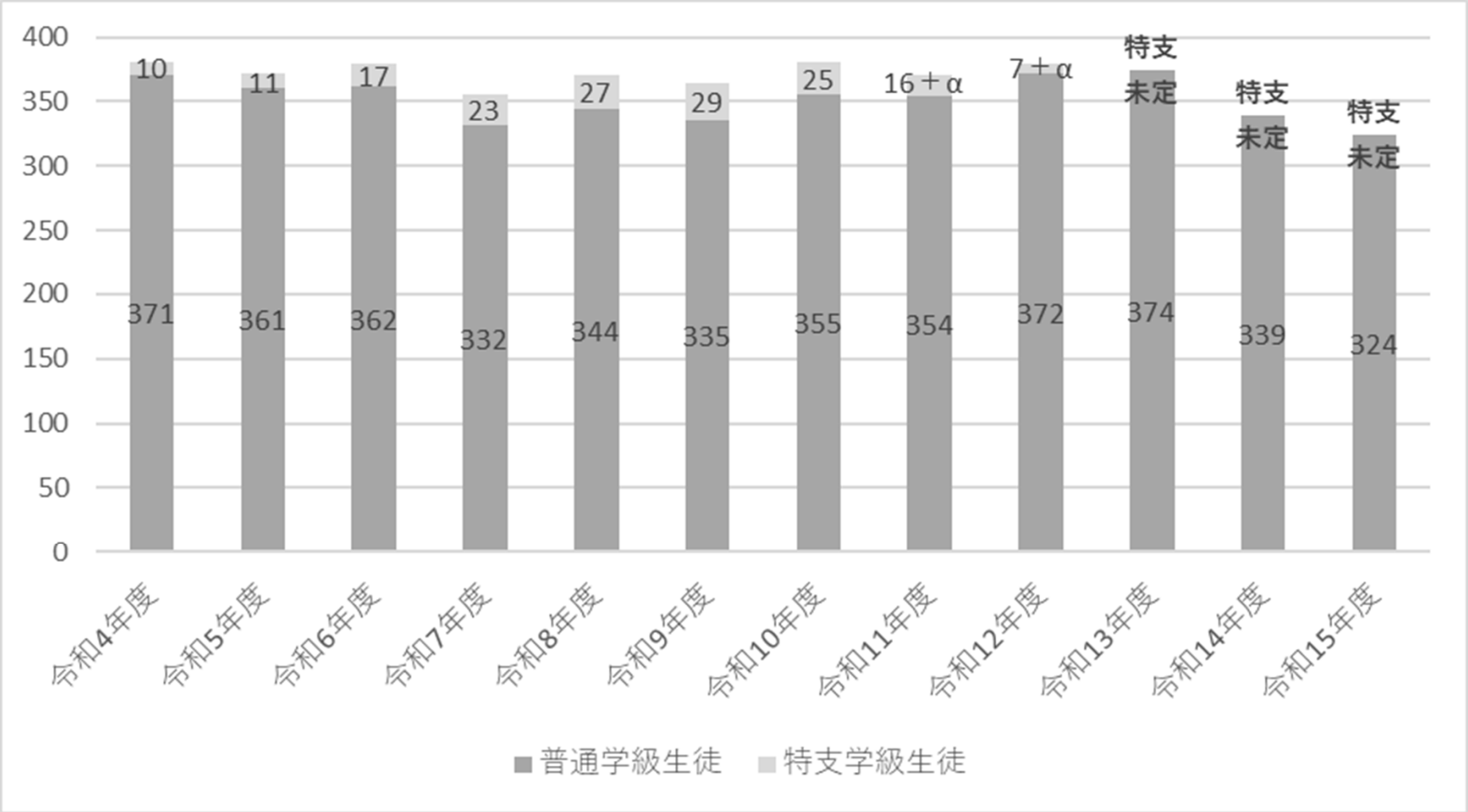
400
350
300
250
200
150
100
50
0
10
11
17
23
27
29
25
16＋α
7＋α
特支未定
特支未定
特支未定
371
361
362
332
344
335
355
354
372
374
339
324
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度
令和10年度
令和11年度
令和12年度
令和13年度
令和14年度
令和15年度
普通学級生徒
特支学級生徒

①学習関係諸室（抜粋）

教室名等	１室面積	室数	設計業者への要望事項
普通教室	７４㎡	１２	・大開口タイプの多連動建具により多目的スペースと区分 ・十分な大きさの生徒用収納棚を設ける ・十分な面積の掲示板を設ける
多目的スペース	２００㎡	３	・普通教室との関連が密接な位置 ・各学年が学年集会を行えるよう配慮 ・少人数学習スペースを設ける

※イメージ：普通教室と多目的スペース

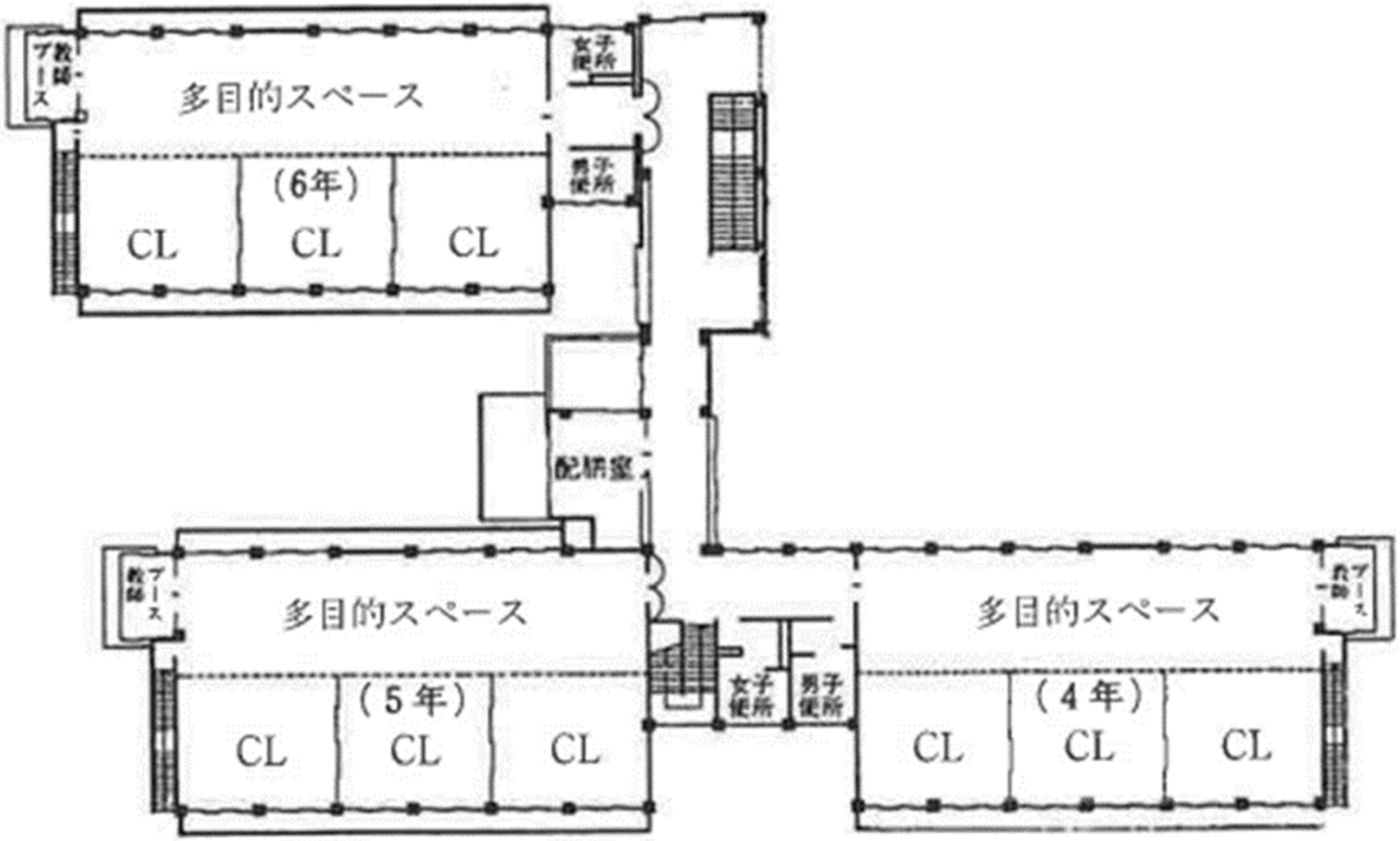

（公立学校施設整備事務ハンドブックより）

３．基本構想【案】について

※イメージ：普通教室と多目的スペース

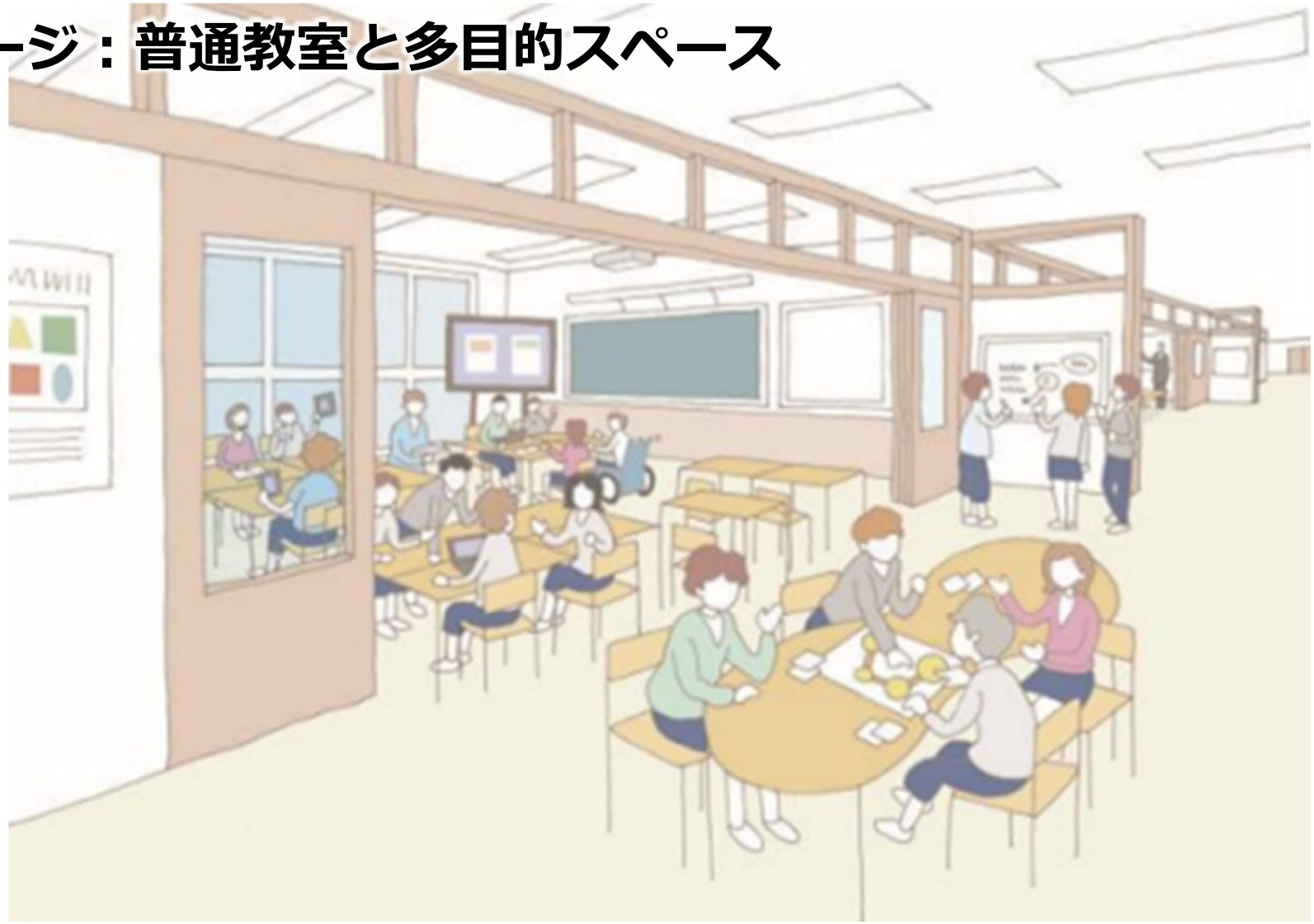

①学習関係諸室（抜粋）

教室名等	１室面積	室数	設計業者への要望事項
図書室	１４０㎡	1	・生徒の活動範囲の中心的な位置に配置する ・生徒が居場所にできる小空間・コーナー等の空間を設ける
教育相談室	３０㎡	3	・保健室に近接させて配置する ・生徒や保護者が立ち寄りやすく、静かで落ち着いて相談できる配置とする ・不登校生徒の支援で利用することを想定し、他の学習空間から独立した場所に配置する

①学習関係諸室（抜粋）

教室名等		１室面積	室数	設計業者への要望事項
音楽教室	第一音楽室	１２０㎡	1	遮音性能を備える
	第二音楽室	１００㎡	1	
	準備室	６５㎡	1	
美術教室（準備室含む。）		１３０㎡	1	作品陳列スペースを設ける
家庭科室	調理室	１００㎡	1	
	被服室	１００㎡	1	
	準備室	５０㎡	1	

※これらの教室は「地域と共用」とし、公共施設に近接させて配置する。

②管理関係室（抜粋）

教室名等	１室面積	室数	設計業者への要望事項
職員室	１７０㎡	1	生徒の登下校の様子が見える配置とする
会議室	９０㎡	1	
印刷室	３０㎡	1	
保健室	１００㎡	1	シャワーユニット、洗濯機、汚物流し、給湯設備を設置する
備蓄倉庫	３５㎡	1	想定される災害に対して安全な場所に設置する

③共用部

教室名等	設計業者への要望事項
昇降口	・来訪者にわかりやすい位置に配置する ・生徒用と来訪者用を分けて設置する ・風除室を設ける ・スロープ、電子錠ドア、防犯カメラを設置する
トイレ	・生徒の人数と分布に配慮した配置、個数とする ・避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえたトイレとする
手洗い場	・生徒の人数と分布に配慮した配置、個数とする ・自動水栓とする

③共用部

教室名等	設計業者への要望事項
廊下	・生徒が気軽に休憩、談話等に利用することのできる小空間等を配置する ・掲示物を掲示しやすいよう配慮する
階段	・吹抜け等に面した階段では、転落事故防止のための防護措置を講ずる

３．基本構想【案】について

■校舎の規模（延べ面積）

	現在	整備案（目安）	面積増加の理由
①学習関係諸室	３，３８４㎡	３，５７９㎡	多目的スペースの新設や教育相談室の増設
②管理関係室	４６６㎡	７３９㎡	会議室や印刷室、教職員用更衣室等の新設
③共用部	２，５３１㎡	２，５７８㎡	
計	６，３８１㎡	６，８９６㎡	

※延べ面積は６，９００㎡程度を目安とし、設計業者に設計プランを提案してもらう。

３．基本構想【案】について

基本構想	
１．基本方針	２．基本計画
（１）学校施設整備の方針 （２）公共施設整備の方針 （３）配置計画 ①校舎・公共施設 ②屋外運動施設 ③駐車場 ④駐輪場 ⑤正門、裏門 ⑥その他 （４）整備期間中の学習・生活環境の確保	（１）学校施設（校舎） 学習関係諸室 管理関係室 共用部 **（２）公共施設** （３）屋外環境・設備

部屋名等	１室面積	室数	設計業者への要望事項
集会室	５０㎡	4	・各室は遮音性の高い可動式間仕切りで区分し、間仕切りを開放することで１００名程度の会合でも使用できる部屋とする ・各室では、集会だけでなく、ダンスや体操・卓球など体を動かす活動や発声を伴う活動など多目的に利用されることを想定している ・間仕切りでの遮音性の確保が困難な場合は、１室は独立させる ・床材はフローリング床とする
交流スペース（ロビー）	５０㎡	1	・公共施設利用者が休憩など気軽に自由に利用したり、小規模なイベント等を開催できるスペースとする

３．基本構想【案】について

２．基本計画（２）公共施設

部屋名等	１室面積	室数	設計業者への要望事項
事務室	１５	1	・玄関に隣接し、施設利用の受付を兼ねる部屋とする ・学校との接続部分が視界に入る位置とする ・２名分の事務机、ロッカーを配備する
トイレ（男女・多目的）	３０	1	
倉庫	１０	5	・各集会室で使用するテーブルやイス、卓球台やマット等備品を保管する
給湯室	１０	1	

３．基本構想【案】について　　２．基本計画（２）公共施設

部屋名等	１室面積	室数	設計業者への要望事項
玄関	－	－	・学校とは別に設置する ・風除室を設ける ・下駄箱を設置する ・公共施設利用者用の駐車スペースに隣接させる
共通	－	－	・公共施設はワンフロアとする ・２階以上に設置する場合は、エレベーター及び階段を設置する ・公共施設と学校との接続部分は、施錠できる扉等で明確に区分する ・公共施設利用者が学校における地域との共用部分（音楽室や家庭科室）も利用しやすい位置関係とする

※延べ面積は４００㎡程度を上限とし、設計業者に設計プランを提案してもらう。

３．基本構想【案】について

基本構想	
１．基本方針	２．基本計画
（１）学校施設整備の方針 （２）公共施設整備の方針 （３）配置計画 ①校舎・公共施設 ②屋外運動施設 ③駐車場 ④駐輪場 ⑤正門、裏門 ⑥その他 （４）整備期間中の学習・生活環境の確保	（１）学校施設（校舎） 学習関係諸室 管理関係室 共用部 （２）公共施設 **（３）屋外環境・設備**

①屋外環境

教室名等		設計業者への要望事項
駐車場	学校関係者スペース	・９０台程度とする
	公共施設利用者スペース	・３０台程度とする
駐輪場	学校関係者スペース	・屋根付きとする ・４００台程度とする
	公共施設利用者スペース	・２０台程度とする

①屋外環境

教室等	設計業者への要望事項
正門	・生徒等の通行と公共施設利用者の車両の出入り等に配慮し、十分な幅の通行部分を確保する ・不審者侵入対策のため、防犯設備を設置する
裏門	・地域の公的な施設としてふさわしい意匠とする ・不審者侵入対策のため、防犯設備を設置する ・自転車の通行を可能とする
屋外運動施設	・少なくとも現在と同規模（１７，６８７㎡）程度を確保する

②設備

教室等	設計業者への要望事項
共通事項	・設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画する
照明設備	・各部屋等の利用内容、利用時間帯等に応じ必要となる照度が確保でき、見やすくまぶしさのない照明器具を設置する。
受変電設備	・想定される災害に対して安全な場所に設置する

②設備

教室等	設計業者への要望事項
空気調和設備	・操作・制御装置は、操作しやすい仕様とする ・各室の壁、開口部などの断熱化、室形状、自然の通風条件等と併せ総合的に計画する
防犯設備	・生徒等の安全確保に必要な箇所に防犯カメラを設置し、職員室や事務室など複数の部屋で常時確認できるよう計画する
防災設備	・自家発電設備を想定される災害等に対して安全な場所に設置する

４．今後のスケジュールについて

スケジュール	事業の流れ
令和５年 ５月30日(火)	**●基本構想策定（完成）** ・住民説明会を開催し、基本構想の概要をご説明します。 **■開催場所：弘前市民体育館** **■開催時間：１８時半から** ※これまで同様、児童生徒を介しての保護者の皆様への開催案内や、町会内でのチラシの回覧により、改めてご案内します。
令和５年７月～ 令和５年９月 【３か月】	**●設計業者の選定** ・設計業者は、公募により、設計プランを審査のうえ選定します。
令和５年10月	**●設計業者の決定** ※審査するのはあくまでも設計プランであり、設計業者の決定をもって新校舎の整備内容が確定するものではありません。

ご清聴ありがとうございました。